

議案第43号

大田原市芸術文化研究所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

大田原市芸術文化研究所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定する。

平成26年6月9日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市芸術文化研究所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
大田原市芸術文化研究所の設置及び管理に関する条例（平成25年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 火曜日及び水曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）に当たるときは、その日後において最も近い祝日でない日

第9条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

附 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。